

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員退職手当規程

令和 3 年 4 月 1 日 規程第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員規則（令和 3 年規則第 9 号）第 5 条の規定に基づき、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。以下同じ。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、役員が静岡県を定年又は勸奨により退職した者であるとき、及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項第 2 号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員退職手当規程（令和 3 年規程第 13 号。以下「職員退職手当規程」という。）第 3 条の規定は、前条に規定する遺族について準用する。

(退職手当の支払)

第 4 条 退職手当は、第 2 条に規定する者から請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第 5 条 退職手当の額は、在職期間 1 年につき、退職し、解任され又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）におけるその者の本給に 100 分の 100 の割合を乗じて得た額とする。ただし、第 7 条及び第 8 条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 年につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給に 100 分の 100 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、同項の規定による退職手当の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(在職期間の計算)

第6条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間（以下「在職期間等」という。）に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間等が6月以上1年未満の場合には、これを1年とする。（再任等の場合の取扱い）

第7条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（職員との在職期間の通算）

第8条 役員が、引き続いて職員（職員退職手当規程第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

3 前項の規定は、職員退職手当規程で規定する退職手当を支給された者には、適用しない。

（職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

第9条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第5条の規定にかかわらず、役員としての退職時の本給に、役員として引き続いた在職期間を職員退職手当規程第17条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。

（退職手当の支給制限及び返納等）

第10条 役員の退職手当の支給制限及び返納等の取扱いについては、職員退職手当規程第23条から第29条の規定を準用する。

（端数の処理）

第11条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、役員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。